

【NOMA行政管理講座(大阪)開催のご案内】

所有者不明土地問題と対策のすすめ方実務

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

本会事業には、平素より格別のご支援・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、近年、各自治体においては、所有者不明土地問題に非常に頭を悩ませているのではないのでしょうか。土地の所有の意識の希薄化やそもそも登記がされていないなど、所有者の特定が難しい場合もあります。平成30年6月に「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」が成立し、公園や仮設道路、文化施設など公益目的で利用できるようになりました。今後は、所有者不明土地の発生予防や円滑・適正に利用するための仕組みについても法改正等での対応が予定されています。

本講座では、所有者不明土地の搜索方法や把握できなかった解決方法などについて、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法を踏まえて解説いたします。

時節柄公務ご多忙の折とは存じますが、この機会にぜひ関係者の方々多数のご参加をおすすめ申し上げます。

敬具

記

日時：令和2年7月30日(木) 13:00~17:00
7月31日(金) 9:30~16:00

会場：本会専用教室 (大阪市西区靱本町1-8-4)
大阪科学技術センタービル内)

講師：自治体法務研究所 代表 江原 勲 氏

	参加料	消費税	合計
本会会員(1名)	29,000円	2,900円	31,900円
一般(1名)	32,000円	3,200円	35,200円

※銀行振込の手数料は貴団体にてご負担ください。

申込方法：裏面の参加申込書に必要事項をご記入のうえ、FAX等にて、下記へお申込みください。折り返し参加券と振込銀行・口座名を記載した請求書を連絡ご担当者宛にお送り致します。(参加申込は参加券の発送にて確認させていただきます。不着の場合は必ず前日までに電話でご確認ください。)

なお、参加料は開催日までにご納入賜りますようお願い致します。
・領収書は「振込金受領書」をもって代えさせていただきますのでご了承ください。

・参加者が少数の場合、天災の場合などにおいては、中止・延期させていただきます場合があります。

・お納めいただいた参加料は、原則として返却いたしかねますので、参加申込の方がご都合の悪い場合は、代理の方にご出席いただきますようお願い致します。

キャンセル：開催日の3営業日前～前日のキャンセルは受講料30%、開催当日のキャンセルは100%をキャンセル料として申し受けます。なお、当日までに連絡なくご欠席の場合でも、100%のキャンセル料となりますので、あらかじめご了承ください。

ご宿泊：ご参考までに会場周辺のホテルを下記のとおりご案内申し上げますので、必要な場合は直接ホテルへお早めにお申込(予約)ください。(※本会では宿泊手配(予約)はいたしておりません。)*※宿泊料は変更になる場合がございます。

ホテル名	宿泊料(シングル)※下記料金に別途、宿泊税が加算されます。	交通	ホテル電話
リーガプレイス肥後橋	8,200円(税・サ込)日本経営協会優待料金	会場より徒歩10分	06-6447-1122
ハートンホテル西梅田	8,500円(税・サ込)日本経営協会優待料金	JR大阪駅より徒歩5分	06-6342-1111

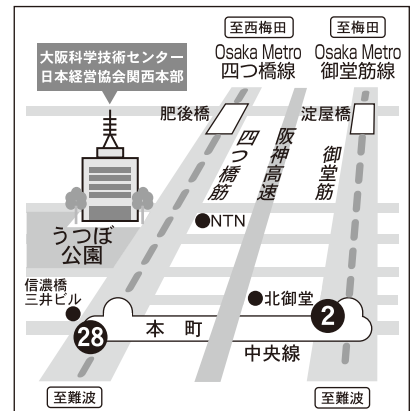
お申込み
お問合せ先：一般社団法人 日本経営協会 関西本部 企画研修グループ (担当:重藤)

〒550-0004 大阪市西区靱本町1-8-4 大阪科学技術センタービル5階

TEL 06(6443)6962(直通) FAX 06(6441)4319 URL <https://www.noma.or.jp>

(※お問合せは、月～金曜日の9:15~17:15にお願い致します)

〈会場案内図〉



- 大阪方面よりお越しの場合
 - ▶ 四つ橋線「本町」駅下車(28号出口)北へ徒歩5分
- 新大阪方面よりお越しの場合
 - ▶ 御堂筋線「本町」駅下車(2号出口)西へ徒歩8分
- なんば方面よりお越しの場合
 - ▶ 四つ橋線「本町」駅下車(28号出口)北へ徒歩5分
 - ▶ 御堂筋線「本町」駅下車(2号出口)西へ徒歩8分

1. 所有者不明土地の発生原因

- (1) 相続登記の懈怠
- (2) 相続放棄
- (3) 不在者の土地
- (4) 事実上の放棄土地

2. 一般的な所有者情報の調査方法

- (1) 登記簿
- (2) 住民票及び戸籍の附票
- (3) 戸籍の取得
- (4) 居住権及び聞き取り調査
- (5) 固定資産台帳等
- (6) 森林法による林地台帳

3. 所有者不明土地の搜索

- (1) 不在者財産管理制度
- (2) 相続財産管理制度
- (3) 失踪宣告制度
- (4) 訴訟等
- (5) 土地収用法に基づく不明裁決制度
- (6) 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

4. 土地所有者が把握できなかった場合の解決方法

- (1) 取得時効の主張
- (2) 数代における相続登記
- (3) 外国居住者
- (4) 解散法人の所有
- (5) 町内会や部落会等の所有名義
- (6) 記名共有地
- (7) 共有惣代地
- (8) 字持地
- (9) 表題部のみ登記がされている土地

5. 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法について

- (1) 公共的目的の利用を可能にするための新制度
- (2) 財産管理制度の申し立て権の市町村長等への付与
- (3) 長期間相続登記未了土地の解消

6. 所有者不明土地問題の主な対策

- (1) 所有者不明土地・農地の活用
- (2) 社会資本整備
- (3) 森林整備・土地改良
- (4) 地籍調査

7. 今後の法制度等の見直し

- (1) 土地所有に関する基本制度の見直し
- (2) 登記制度・土地所有権の在り方の検討
- (3) 所有者不明土地の円滑な活用
- (4) 所有権の放棄と受け入れ制度
- (5) 民法・不動産登記法の見直し
- (6) 国土調査促進特別措置法の改正
- (7) 登記簿と戸籍等を連携する方策
- (8) 主要施策の工程表

〈講師紹介〉

自治体法務研究所 代表 江原 勲 氏

昭和39年中央大学法学部卒業。同年東京都に入庁、総務局法務担当課長で退職。

東京都総務局法務部で、主査、課長補佐、副参事として、通算22年間、行政事件、民事訴訟、行政不服審査を担当。また、東京都職員研修所等の講師として活躍する一方、雑誌や単行本、実務全集等の執筆も手がける。最近の著書『自治体公有財産の管理の実務』。現在、自治体法務研究所代表。

(4)

FAX(06)6441-4319 一般社団法人日本経営協会・関西本部(重藤)宛(この面をそのままFAXして下さい。)

NOMA 「所有者不明土地問題と対策のすすめ方実務」参加申込書(14611)		R2. 7/30~31	
(フリガナ) 役所名 (団体)	TEL ()	・お支払い方法 <input type="checkbox"/> 銀行振込 (通信欄) <input type="checkbox"/> その他	
	FAX ()		
所在地	〒		
(フリガナ) 参加者氏名	所属部課・役職名	担当経験年数	
		年 ヵ月	
		年 ヵ月	
		年 ヵ月	
今後、E-mailによる行政管理講座のご案内をご希望の方は、アドレスをご記入ください。		E-mail :	

(注)太ワクの中をご記入ください。※印は当協会記入欄です。(経験年数は、現在の部課での担当年数をご記入ください。)

※参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。

①参加券や請求書の発送などの事務処理 ②セミナー・イベントなど本会事業のご案内(なお、②がご不要の場合は□にチェックしてください。 □不要)